



令和8年度 保育所等入所申込み案内



《受付期間》

◆令和8年5月以降の入所（年度途中入所）◆

入 所 希 望 月	申 込 期 限	入 所 希 望 月	申 込 期 限
令和8年 5月	令和8年 4月10日（金）	令和8年11月	令和8年10月 9日（金）
令和8年 6月	令和8年 5月 8日（金）	令和8年12月	令和8年11月10日（火）
令和8年 7月	令和8年 6月10日（水）	令和9年 1月	令和8年12月10日（木）
令和8年 8月	令和8年 7月10日（金）	令和9年 2月	
令和8年 9月	令和8年 8月10日（月）	令和9年 3月	
令和8年10月	令和8年 9月10日（木）		

★令和9年度入所申込みは、11月頃から受付開始予定です。

●施設によって、保育内容や保育料以外の費用、ならし保育の期間などが違います。

事前に希望施設の見学をおすすめしています。見学については、各施設へお問い合わせください。

●入所判定会の結果については、保護者の方へ電話でお知らせします。

結果については、内定した施設のお知らせとなります。その後、内定施設にて面接等を経て、入所決定となります。状況により入所ができない可能性もあります。

●申込みをされても、希望する施設に入所できない可能性があります。

●入所までの流れについては、「2. 入所申込みの流れ」をご確認ください。

●申込みの際は、保護者の方がお越しください。本人確認を行いますので、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）をご準備ください。

◆令和8年度 保育実施年齢◆

保 育 実 施 年 齢	生 年 月 日
5 歳 児	令和 2年（2020年） 4月 2日 ～ 令和 3年（2021年） 4月 1日
4 歳 児	令和 3年（2021年） 4月 2日 ～ 令和 4年（2022年） 4月 1日
3 歳 児	令和 4年（2022年） 4月 2日 ～ 令和 5年（2023年） 4月 1日
2 歳 児	令和 5年（2023年） 4月 2日 ～ 令和 6年（2024年） 4月 1日
1 歳 児	令和 6年（2024年） 4月 2日 ～ 令和 7年（2025年） 4月 1日
0 歳 児	令和 7年（2025年） 4月 2日 ～

◆申込み窓口・お問い合わせ先◆

申込みは、市役所窓口までお願いします。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

指宿市役所 こども課こども保育係（指宿保健センター内）TEL0993-22-2111（内線2271・2272）
 山川支所 市民福祉課健康福祉係 TEL0993-34-1113（直通）
 開聞支所 市民福祉課健康福祉係 TEL0993-32-3111（内線4120）

1. 認定区分について

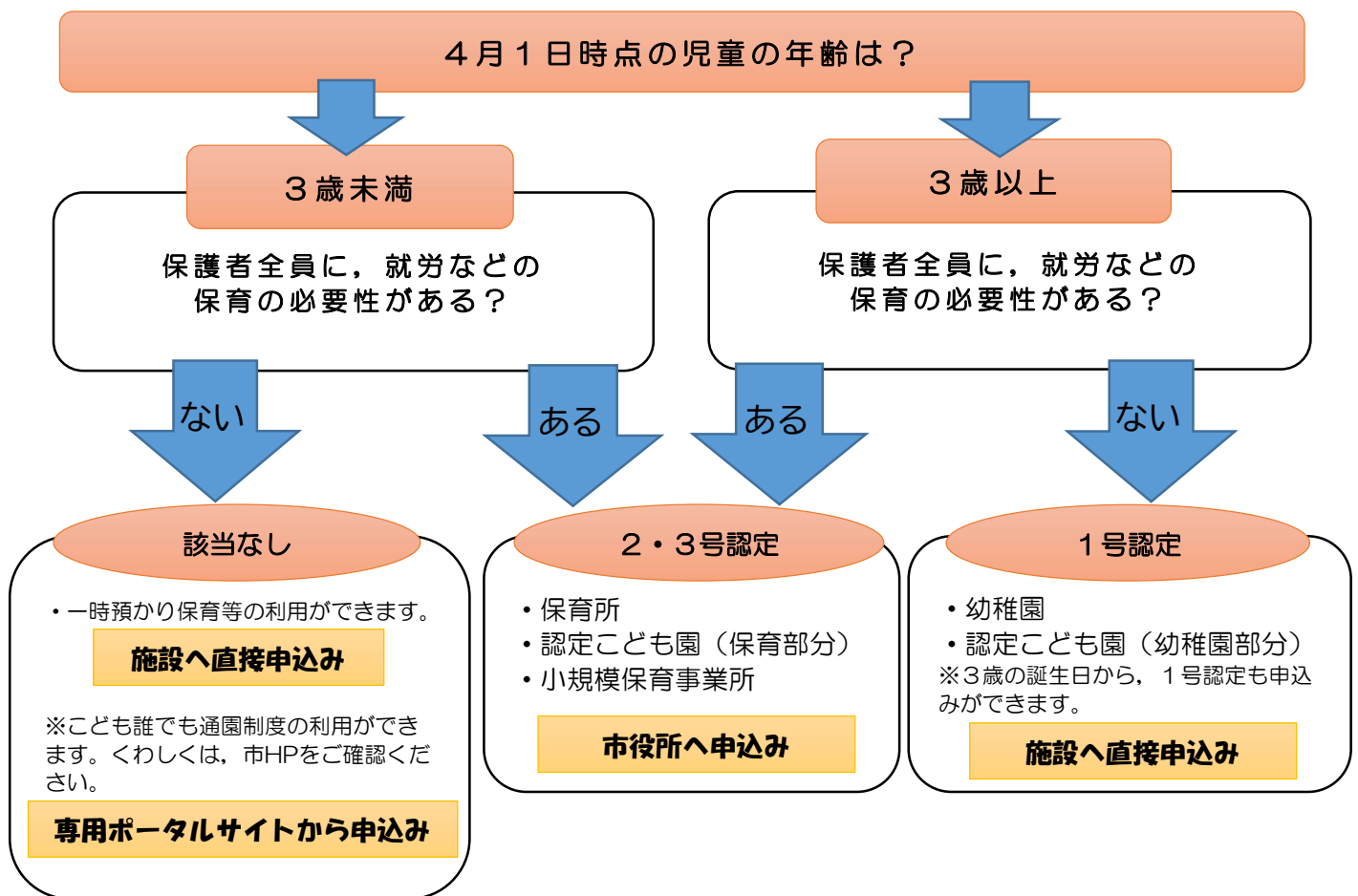
次の認定区分に応じて（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用できる施設が異なります。

保育所等での保育を希望される場合の保育認定（2号認定・3号認定）は、保護者全員が保育の必要性があり、家庭で児童の保育ができない場合に認定されます。

※保育の必要性については、「3. 保育の必要性の一覧と必要書類」を参照ください。

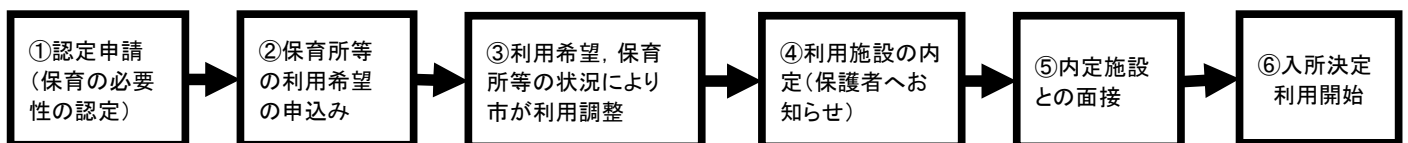
※教育認定（1号認定）は、利用を希望する幼稚園・認定こども園へ直接申し込んでください。

認 定 区 分	対 象 と な る お 子 さ ん			利用できる主な施設・事業
	年 齢	保 育 の 必 要 性	教 育 ・ 保 育 時 間	
教育標準時間認定 【1号認定】	満3歳以上	なし	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）
保育認定 満3歳以上 【2号認定】		あり	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）
保育認定 満3歳未満 【3号認定】	満3歳未満			・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・地域型保育事業



2. 入所申込みの流れ

※利用開始日は、毎月1日となります。月途中入所は原則行っておりません。



3. 保育の必要性の一覧と必要書類

保育所等での保育を希望される場合の保育認定（2号認定・3号認定）は、保護者全員が次のいずれかに該当し、家庭で児童の保育ができない場合に認定されます。

保育を必要とする理由	保育必要量	認定期間（目安）	必要書類
就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む） ※育児休業からの復帰または就労内定の場合は、利用開始月の月末までに就労を開始してください。			
就労 （月の就労時間が120時間以上） ※120時間未満でも、勤務事情等によって標準時間を希望される場合は、【保育の量に関する申出書】の添付が必要です。	保育標準時間	就労証明で届け出た就労が続いている期間	【就労証明書】 ※就労先からの証明が必要です。 ※就労先が2箇所以上ある場合は、それぞれ提出ください。
就労（月の就労時間が 64時間 以上120時間未満）	保育短時間		
妊娠・出産（産前8週間・産後8週間）	保育標準時間	産前8週の月、産後8週を経過する日の翌日の属する月の末日まで	【母子手帳の写し】 ※生まれてくる子の出産予定日と母親の氏名が分かるところの写し
育児休業中 ※法令上の休業または法人独自の就業規則等に基づいた休業 ※出生児のきょうだい対象です。	保育標準時間	出生児が1歳になる誕生日の前日の属する月の月末まで	【就労証明書】 ※育児休業の期間が記載されているもの
保護者の病気・ケガ・障害	保護者の必要量に 応じて認定	医師の診断による （保育できない場合に 限る）	【診断書】（様式あり） ※病気等により、保育ができない旨の記載があること
同居又は長期入院などしている親族の常時介護・看護	介護・看護時間に 応じて認定	介護・看護を要する期間	【看護に関する申立書】
災害復旧	保育標準時間	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たる期間	罹災証明書等
求職活動（起業準備を含む）	保育短時間	3ヶ月 ※期間の延長はできません	【求職活動申立書】
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	保育標準時間	就学期間	【在学証明書】 【受講通知書】等
虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間	保護者または児童の保護を要する期間	保護命令書等
その他、上記に類する状態として保育が必要であると認める場合	保護者の必要量に 応じて認定	市が認める期間	保育の必要性を証明できる書類等

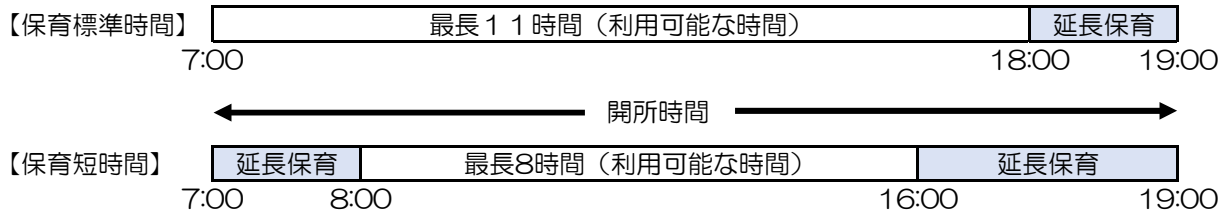
4. 保育必要量について

・利用できる時間

区 分	保育を利用できる時間
保育標準時間	1日最長 11時間
保育短時間	1日最長 8時間



～保育所等の利用時間のイメージ～



※開所時間、保育標準時間、保育短時間の設定や延長保育の実施は、施設によって異なります。

※勤務事情等によっては、保育の必要量の変更ができる場合があります。

（【保育の量に関する申出書】の提出が必要です。）

※延長保育は、通常の保育料のほかに、別途利用料が必要です。

5. 申請書類

対 象 者	必 要 書 類
新規申込みの方 転園希望の方	【教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書】 ※認定内容が変わる場合は、改めて認定を受ける必要があります。
全ての方	【保育を必要とする理由書】
全ての方	保育を必要とする理由に関する書類 ※父・母それぞれ必要です。きょうだいの場合は、同じ書類で結構です。
転入された方	令和7年、令和8年の1月1日時点の住所地の市町村名を記載してください。
転入予定の方 ※申込み時、転入 されていない方	令和7年、令和8年の1月1日時点の住所地の市町村名を記載してください。 【転入手続きに関する同意書】 ※入所希望月の前月の末日までに転入手続きをしてください。 転入されなかった場合、内定が取消しとなります。
離婚前提の別居を されている方	【別居に関する申立書】 ※お住いの地区の民生委員の証明が必要です。

申請書類等の
ダウンロード
記入例等は
こちらから



申込みの注意点

- 必要書類がすべてそろってからの受付になります。
- 就労証明書などは、記入漏れがないかご自身で確認してから提出してください。
- 申込みをされても、場合によっては入所ができないことがあります。
- 母子父子家庭や、緊急を要する家庭を優先的に入所決定することがあります。
- 第2希望、第3希望に内定する場合がありますので、よくご検討のうえ、お申込みをお願いします。
- 育児休業からの復帰の場合は、入所月の月末までに就労復帰していただく必要があります。
『就労証明書』No.11復職（予定）年月日に記入があるか確認してから申込みしてください。入所決定月によって、復職年月日が変わる場合は、No.15入所内定時育休短縮可否、No.16育休延長可否の記入も併せて確認してから申込みください。



6. 家庭状況に変更等があった時の手続きについて

申込み後または、入所後に、家庭状況や認定内容に変更等があった場合は、**【認定変更申請書(兼内容変更届)】**と**【必要書類】**を提出してください。

入所後に提出をされない場合、退所となる場合もありますのでご注意ください。また、保育の必要性が無くなった場合も、退所となります。

保育の必要性に関しては、**【3. 保育の必要性の一覧と必要書類】**をご確認ください。

変 更 内 容	変 更 届	必 要 書 類
就労が決まった場合	○	【就労証明書】
退職し、求職活動をする場合	○	【求職活動申立書】
退職後、求職の意思がない場合	○	【退所届】
転職や勤務形態の変更があった場合	○	【就労証明書】
保護者が妊娠した場合	○	【母子手帳の写し】
産休・育休を取得される場合	○	【就労証明書】 ※育児休業期間の記載のあるもの
離婚、婚姻などで世帯状況に変更があった場合	○	婚姻の場合は、配偶者の保育必要理由に応じた書類
出生や転居などで世帯員に変更があった場合	○	
身体障害者手帳・療育手帳などを取得した場合	○	【手帳の写し】
病気療養等をされる場合	○	【診断書】 （様式あり） ※病気等により、保育ができない旨の記載があること
家庭保育等により入所の必要が無くなった場合		【退所届】
市外へ転出する場合		【退所届】

※市外転出後、引き続き同じ施設を継続利用する場合は、転出先の市町村での手続きが必要です。

7. 現況届について

入所後には、毎年、保育の必要性を証明する書類（**現況届**）を市に届け出る必要があります。

提出時期や方法などについては、別途こども課こども保育係から案内します。

現況届の提出がなく保育の必要性が確認できない場合は、退所していただく場合がありますのでご注意ください。

8. 保育料等について

- ・保育料、副食費については、市民税の税額控除前の所得割額（調整控除後）をもとに決定します。（未申告の場合は、最高階層で保育料等をお支払いいただきます。）

4月～8月

9月～3月

令和7年度の住民税に応じた保育料

令和8年度の住民税に応じた保育料

※祖父母が同居している場合は、祖父母のいずれか収入の高い方を算入して保育料を決定する場合があります。

★3歳～5歳（クラス年齢）★

- ・保育料は、無料となります。主食費は、ご利用者全員に負担していただきます。副食費は、免除対象者以外は利用施設が定める料金を、施設へお支払いいただきます。

★0歳～2歳（クラス年齢）★

- ・市が決定した保育料を、お支払いいただきます。

※保育料が無料となるのは、3歳に達した日以後の最初の4月1日（3歳になった年度の次年度）からになります。

【保育所をご利用の方】

- ・市へ納めていただきます。
- ※口座振替を希望される場合は、ご希望の金融機関の窓口でお手続きください。

【認定こども園・小規模保育事業所をご利用の方】

- ・利用施設へお支払いいただきます。
- ※支払方法等は各施設へお問い合わせください。

※保育料は、保育所等を運営するための大切な財源です。滞納のないよう、必ず納期限を厳守のうえ納めてください。

幼児教育・保育の
無償化については
こちらから



保育料の未納（滞
納）については
こちらから



9. 指宿市特定教育・保育施設等 料金表



（単位：円・月額）

多子 算定	定義	階層区分	2号認定 ※3歳に達した年度中は 3号認定の額となります		3号認定	
			保育標準時間 保育短時間	副食費	保育標準時間	保育短時間
算定児の年齢制限無し	生活保護世帯	1	無料	無料	無料	無料
	市民税非課税世帯	2			無料	無料
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	2 減			無料	無料
	市民税所得割 48,600円未満	3			17,500	17,300
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	3 減			7,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料
	市民税所得割 57,700円未満	4(1)			26,000	25,600
	市民税所得割 77,101円未満 母子・父子世帯 障害者同居世帯	4(2)			7,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料
算定児の年齢制限あり （小学校就学前）	市民税所得割 97,000円未満	4(3)	無料	有料 （施設で定める額） ※第3子以後無料	26,000	25,600
	市民税所得割 169,000円未満	5			34,500	34,000
	市民税所得割 301,000円未満	6			40,000	39,400
	市民税所得割 301,000円以上	7			41,000	40,300

【2号認定の副食費】

小学校就学前の上の子から数えて3番目以後は副食費が無料

【3号認定の保育料】

①色付き枠以外の階層に該当する世帯・・・小学校就学前の上の子から数えて2番目は半額、3番目以後は無料

②3階層世帯、4(1)階層世帯・・・年齢に関わらず子の最年長者から数えて2番目は半額、3番目以後は無料

③3減階層世帯、4(2)階層世帯・・・年齢に関わらず子の最年長者から数えて2番目以後は無料

（未就学児は保育所、認定こども園、幼稚園（新制度、未移行）、地域型保育事業（しらゆき保育園）、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園部、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅型児童発達支援、児童心理治療施設に在籍していること）

※3号認定の4（3）階層の世帯について、満18歳未満の児童（ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。）のうち、3人目以降に該当する児童については、保育料算定対象1子目は2/3、2子目は1/4（10円未満切捨て）。

【2号・3号認定】

里親は、区分に関わらず1階層区分

10. 認可保育所等の一覧

＜保育所＞

※一時は、一時預かり保育です。

地区	施設名	定員	TEL	住所	入所可能年齢	送迎	一時
指宿	乗船寺保育園	90	22-4407	湊1丁目11-5	8ヶ月		
指宿	光明禅寺保育園	70	22-2369	十町2768-1	7ヶ月		○
指宿	新西方保育園	60	25-2861	新西方725	2ヶ月	○	○
指宿	池田保育園	60	26-2116	池田3880	2ヶ月	○	○
山川	慈光保育園	45	35-0903	山川岡児ケ水15-3	2ヶ月頃	○	○
山川	成川保育園	35	34-1263	山川成川1182-2	4ヶ月頃		○
山川	やまがわ保育園	20	35-2301	山川新栄町1-71	6ヶ月		○
開聞	開聞保育園	45	32-2100	開聞十町2807	3ヶ月	○	○
開聞	川尻保育園	30	32-2141	開聞川尻5677	6ヶ月		

各施設の概要は
こちらから



＜認定こども園＞

地区	施設名	定員	TEL	住所	入所可能年齢	送迎	一時
指宿	ひばりこども園	80	22-5254	十町543	4ヶ月		○
指宿	うおみこども園	50	22-2830	東方8255-1	2ヶ月	○	
指宿	コスモス幼稚園・ こすもす保育園	95	22-5558	十二町2338-5	4ヶ月頃	○	○
指宿	つちはしこども学園	60	25-2020	岩本2808	2ヶ月	○	○
指宿	花のおさなご園	15	26-3000	十町151-5	2ヶ月		○
山川	たいせいこども園	35	35-2275	山川小川602-1	3ヶ月	○	○
指宿	せいあこども園	29	22-3621	十二町541	2ヶ月		
指宿	白百合幼稚園	20	22-3351	大牟礼4丁目15-30	3歳児	○	○



＜小規模保育所＞

地区	施設名	定員	TEL	住所	入所可能年齢	送迎	一時
指宿	しらゆき保育園	15	25-6221	東方1746-7	生後8週	要相談	○

※送迎、一時預かり保育については、各施設へお問い合わせください。

保育所・認定こども園等の適正利用にご協力ください

- ★保育所・認定こども園等はお仕事や疾病等の理由でご家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。
- ★ご家庭で保育ができる時は、お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。ご家庭で家族と過ごすことで、子どもの心や情緒が安定することにつながります。

保育必要量（標準時間11時間・短時間8時間）は
最長時間であり、保育が必要な時間でのご利用をお願いします。

認定理由が就労の場合利用時間の
原則は「勤務時間+通勤時間」

★保護者の皆様をお願いしたいこと★

◎お休みの日はご家族で過ごしましょう

お仕事がお休みの日などは、ご家庭でお子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう

◎早めのお迎えをお願いします

お仕事や用事が終わり次第お迎えをお願いします

◎習い事の送迎や行事に参加するときはできるだけお子さん全員で降園しましょう

ごきょうだいでお迎えできる場合はごきょうだいで、やむを得ず預ける場合には送迎・行事
が終わり次第お迎えをおねがいします



家庭により様々な事情があると思いますが、ご協力をお願いいたします。